



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

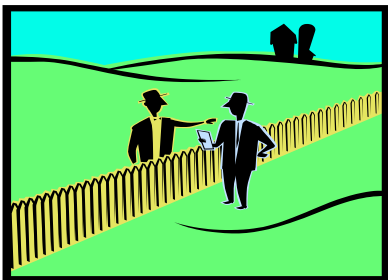
- 法的サービスをすべての方へ - 第28号 (平成24年10月2日号)

囲繞地通行権とは？

公道に接していない奥まった土地の所有者は、他人の土地を通行しなければ公道に出られません。

その他人が通行することを認めてくれない場合、奥まった土地の所有者は自分の土地の使用を諦めなければならぬのでしょうか。

この点、奥まった土地の所有者は、『**囲繞地通行権**(いにようちつこうけん)』と呼ばれる権利に基づいて他人の土地を通ることが出来る可能性があります。



民法の定め

民法210条は、「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる」と定め、**囲繞地通行権**を認めています。民法は、この定め以外にも、境界標の設置に関するものから、竹木の枝の切除及び根の切り取りについてのものなど、隣地所有者間の土地利用に関し、ルールを設け、隣地所有者間の利害の調整を図っています。

その理由は、隣地所有者間の関係は、「お互い様」なところもありますし、適切に利害を調整する方がお互いの土地の利便性が上がり、土地の有効活用につながるからです。

囲繞地通行権に関する紛争の難しさ

しかし、通常、**囲繞地通行権**があるというだけでは紛争は解決せず、「**囲繞地通行権**に基づいて通行が認められるのはどの範囲か」「どのような方法により通行すべきか」といった点でも対立が生じます。どのような内容の**囲繞地通行権**が認められるかは、事案によって大きく異なり、非常に専門的な問題です。

ご近所の間でトラブルがひとたび起きると、感情的な対立が激しくなり、冷静な話し合いとなりにくいのが実情です。このような場合には、**弁護士**に相談することをお勧めします。(半澤 茜)

法律7千★クイズ

刑事事件を起こして、逮捕・勾留によって身体拘束された人が、起訴された後に、その身体拘束状態を解くことのできる制度を何というでしょう？正解は次号で発表します。

前号クイズの正解ですが、民法233条によると、Aさんは、自分の家の庭に伸びてきた隣地所有者 B さんの「木の根」を、自ら切り取ることができます。これに対し、隣地の

「木の枝」が境界を超えるとときには、自ら切り取ることはできず、Bさんに切り取るよう、お願いすることになります。前記記事も参考にして下さい。



平成24年10月の 講演会・法律相談会のご案内

●「成年後見制度 講演会」

- ①10月 5日(金) 南区地域福祉センター
講師: 社会福祉士 谷川ひとみ氏
- ②10月12日(金) 安芸区総合福祉センター
講師: 司法書士 原田洋幸氏
- ③10月19日(金) 東区総合地域福祉センター
講師: 弁護士 村上香乃氏
- ④10月26日(金) 佐伯区地域福祉センター
講師: 弁護士 久笠信雄氏

※①～④は同じ内容の講演です。
時間はいずれも13:30～15:40/
入場無料/事前申込が必要です(先着100名)問合せ先&主催: 広島市社会福祉協議 TEL: 082-243-0051

●「弁護士による無料法律相談室」

広島 10月 5日(金) 10:00～16:00/相談料無料/予約不要/
会場: 広島弁護士会館/問合せ先: 広島高等検察庁企画調査課 TEL: 082-221-2706
尾道 10月10日(水) 10:00～15:00/相談料無料/予約不要/
会場: しまなみ交流館/問合せ先: 広島地方検察庁尾道支部総務課 TEL: 0848-23-3529

当事務所の本所の**弁護士**に相談するには、**平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約**して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、**尾道支所**(TEL:0848-21-0045)と**大竹支所**(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士 : 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)